

# 雇用クリーンプランナー ミニセミナー

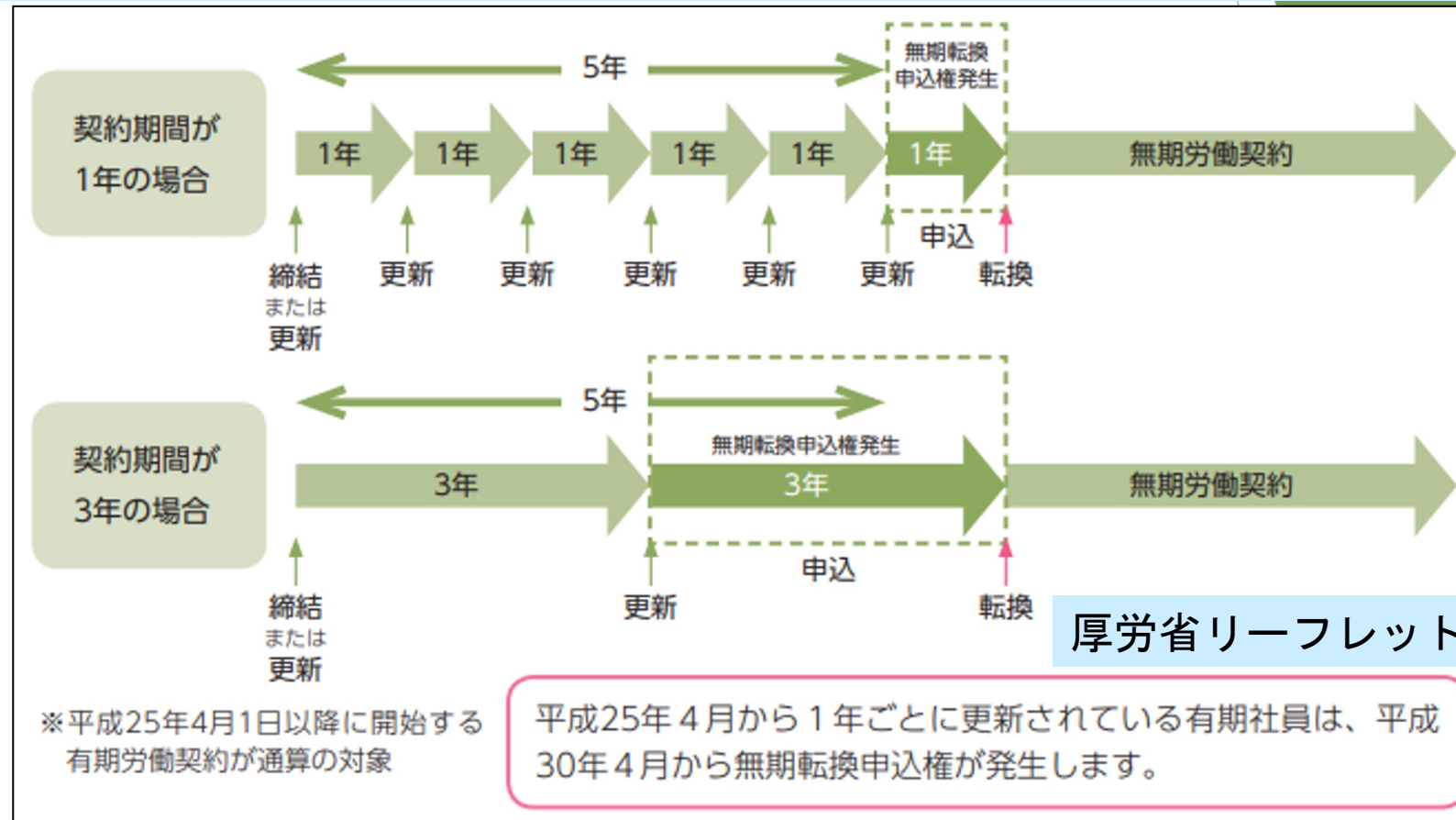
法改正・ルール改正シリーズ第2回

2024年4月 「労働条件明示ルール変更②」

## <2024年4月～労働条件明示のルール変更②>

変更点【有期契約労働者】に対する「更新上限の明示」  
「無期転換申込機会の明示」 「無期転換後の労働条件の明示」

【改正の背景】  
\* 無期転換権を利用させたくない企業が存在。  
トラブルが多い  
うえに制度利用が進まない。



\* 企業の「有期契約の魅力」と労働者の「無期転換の魅力」が合致しない現実

## <2024年4月～労働条件明示のルール変更②>

<有期契約労働者に対するルール変更！Ⅰ～Ⅲ>

### 変更点Ⅰ 「更新上限の明示」

更新上限有無⇒	なし・あり⇒	更新〇回まで／通算契約期間〇年まで
---------	--------	-------------------

### 変更点Ⅱ 「無期転換申込機会の明示」

権利発生都度、「無期転換申込権」の明示が必要

### 変更点Ⅲ 「無期転換後の労働条件の明示」

「転換後の労働条件の明示」が必要

Ⅱ・Ⅲ【通算契約期間が5年を超える有期雇用契約者の締結の場合】

貴殿は本契約で「無期労働契約申込権」を取得します。期間中に無期転換の申出の場合、本契約末日の翌日より無期に転換となります。転換後の労働条件の有無⇒ 変更なし・変更あり（別紙のとおり）

労働トラブル編～入社時に必要な手続き（厚労省HP「労働条件通知書」）